

## 子育てファミリー応援事業実施要綱

### (目的)

第1条 孤育てやワンオペ育児などを防止するため、県と市町村が連携して子供が出生した世帯に対して子育て用品等(以下、ギフトという)を贈ることで、子育て世帯と確実につながり、子育て支援のきっかけを作る。

### (対象者)

第2条 令和5年4月1日以降に出生した児童の保護者で、申請時に児童及び保護者が共に埼玉県内の第5条に定める対象市町村に住所を有する者(以下「対象者」という。)

### (事業内容)

第3条 市町村が実施する、児童が出生した世帯に対する第1子からを対象とした物品等支給事業(現金支給も含む、以下「市町村事業」という。)に対して、上乗せでギフトを配布する。

### (実施主体)

第4条 事業の実施主体は、県及び市町村とする。

2 県は、適当と認める者に事業の全部又は一部を委託することができる。

### (対象市町村)

第5条 当事業の対象市町村とは、第3条に定める市町村事業を実施し、且つ様式1により申請し、知事が適当と認めた市町村をいう。

2 様式1は毎年度提出を求めるものとし、毎年度審査を行う。

3 市町村事業が国等から補助を受けている場合は、対象外とする。ただし、「出産・子育て応援交付金」について上乗せする形で市町村の独自事業を行っている場合、上乗せ支給分について、国等から補助を受けていない場合は、対象とする。

### (交付相当額)

第6条 ギフトの交付相当額は、次により算出するものとする。

(1) 市町村事業の単年度における1人あたりの支給相当額(1,000円以上の場合は、1,000円未満の端数切り捨て)に2を乗じて得た額(最大1万円)。

ただし、1人あたりの支給相当額が500円以上1,000円未満の場合には、1,000円とし、1人あたりの支給相当額が500円未満の

場合はギフトを交付しない。

(ギフトの申請)

第7条 ギフトの交付を希望する者は、市町村を通じて県に申請又は県に直接申請するものとする。ただし、複数回の申請を申請することはできない。なお、申請する際には次の1号又は2号に記載のものを添付するものとする。

(1) 市町村を通じて申請する場合は、申請者の住所、氏名等配送に必要なデータ、利用者が希望するギフトの種類

(2) 県に直接申請する場合は、申請者と対象の子の記載がある住民票（本籍及びマイナンバーの記載がないもの）

2 ギフトを申請できる期限は対象の子の1歳の誕生日の前日までとする。

(ギフトの交付)

第8条 知事は、第7条の規定による申請があった場合、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、対象者にギフトを交付する。対象者へのギフトの交付は、原則、県から市町村を通じて行うが、市町村の実情により県が対象者に直接交付することも可能とする。ただし、第6条の交付相当額が4千円以下の場合には、原則県から市町村を通じて交付することとする。

2 県が直接申請を受付及び交付する場合は、申請者リストを県が定期的に市町村に提供し、市町村はそのリストを基に、個別相談等のフォローアップを行う。

3 県が直接交付する場合において、申請者及び児童が県外に転居した場合、ギフトは交付しない。市町村がギフトを交付する場合において、配布時に申請者及び児童が当該市町村に居住していなくても、申請者及び児童が県内に在住である場合には、ギフトを交付できる。

(ギフトの再交付)

第9条 ギフトの再交付は行わない。

(不正行為)

第10条 他者（同居している者は除く）が申請したギフトを受け取った場合、知事は受け取った者に対し、ギフトの返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(様式第1号)

令和 年度子育てファミリー応援事業申請書

第 号  
年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長

標記について、下記のとおり事業を実施しますので、子育てファミリー応援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1	事業名	
2	事業概要 ※1	(対象者数) 人
3	支給相当額 ※2	円
4	根拠となる要綱等 ※3	<u>(要綱等の名称を記入)</u>
5	申請方法・ギフトの 送付先 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> ) ※4	(1) <input type="checkbox"/> 申請を市町村がとりまとめ、県が市町村へ送付
		(2) <input type="checkbox"/> 申請を市町村がとりまとめ、県が対象者へ送付
		(3) <input type="checkbox"/> 対象者が県に直接申請し、県が市町村へ送付
		(4) <input type="checkbox"/> 対象者が県に直接申請し、県が申請者へ送付
6	担当者連絡先・ギフト送付先	(担当課・担当者・連絡先電話番号・E-mailアドレス) (ギフト送付先住所(5(1)(3)を選択した場合のみ))

※1 人口動態統計(厚生労働省)を踏まえ、当年度の対象者数を算出

※2 市町村事業の単年度における1人あたりの支給相当額を記入すること(1,000円以上の場合、1,000円未満の端数切り捨て)

※3 事業の根拠となる要綱等を添付すること

※4 5(4)を選択した場合は県が申請者リストを市町村に提供する